

松田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又は松田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が

行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 機 関    | 事 務                              |
|--------|----------------------------------|
| 1 町長部局 | 松田町小児医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務 |

|   |      |                                                  |
|---|------|--------------------------------------------------|
| 2 | 町長部局 | 松田町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務            |
| 3 | 町長部局 | 松田町重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務                   |
| 4 | 町長部局 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務 |
| 5 | 町長部局 | 松田町高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱による給付に関する事務                 |
| 6 | 町長部局 | 松田町介護予防・生活支援事業実施要綱による配食サービスに関する事務                |
| 7 | 町長部局 | 松田町介護用品支給助成事業要領による介護用品支給助成に関する事務                 |

別表第2（第4条関係）

| 機関     | 事務                                               | 特定個人情報  |
|--------|--------------------------------------------------|---------|
| 1 町長部局 | 松田町小児医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務                 | 地方税関係情報 |
| 2 町長部局 | 松田町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務            | 地方税関係情報 |
| 3 町長部局 | 松田町重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務                   | 地方税関係情報 |
| 4 町長部局 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業に実施に関する事務 | 地方税関係情報 |
| 5 町長部局 | 松田町高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱による給付に関する事務                 | 地方税関係情報 |
| 6 町長部局 | 松田町介護予防・生活支援事業実施要綱による配食サービスに関する事務                | 地方税関係情報 |
| 7 町長部局 | 松田町介護用品支給助成事業実施要領による介護用品支給助成に関する事務               | 地方税関係情報 |